

# 品川区

## 品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン



文化芸術・スポーツでつながり  
輝き続けるしながわをめざして

平成22年3月

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 文化芸術・スポーツ振興ビジョン策定の背景・位置づけ         | 2  |
| 1 背景                                  | 2  |
| 2 位置づけと役割                             | 3  |
| 第2章 現状と課題                             | 4  |
| 1 歴史・伝統と新しい魅力が共存するまち・しながわ             | 5  |
| 2 人情あふれ自主性に富んだ人々の多彩な活動に支えられているまち・しながわ | 6  |
| 3 文化芸術・スポーツ活動をより身近なものにしていくために         | 7  |
| 第3章 文化芸術・スポーツ振興を通じた将来のまちの姿・基本理念       | 8  |
| 第4章 7つの目標と施策の方向性                      | 9  |
| 目標 1 区民一人ひとりが楽しみ、つくり、支える              | 10 |
| 目標 2 創造・発展につなげる良質な機会を提供する             | 11 |
| 目標 3 さまざまな資源を活かす                      | 12 |
| 目標 4 伝統文化を継承・発展させる                    | 13 |
| 目標 5 将来を支える次世代を育成する                   | 14 |
| 目標 6 連携・協働によりさまざまな資源や活動をつなげる          | 15 |
| 目標 7 まちづくりにつなげ、しながわの魅力・活力を輝かせる        | 16 |
| 第5章 ビジョンの実現に向けて                       | 17 |
| 1 区民への期待                              | 17 |
| 2 企業や学校への期待                           | 17 |
| 3 区の役割                                | 18 |



# 文化芸術・スポーツでつながり 輝き続けるしながわをめざします

文化芸術やスポーツは、これまで「個人の営み」と言われ、それぞれが自己の喜びや満足感を充たすために活動していると捉えられてきました。一方で、こうした活動を通して「人と人」や「人と団体・地域」が交流し、地域のにぎわいの創造につながるという効果が、文化芸術やスポーツの持つ社会的な機能として注目されてきております。区議会では、このような考え方をもとに議員の皆さまからのご提案がなされ、「文化芸術・スポーツのまちづくり条例」が制定されました。

こうしたことを踏まえ、文化芸術とスポーツの振興を地域のにぎわいにつなげるため、「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」を策定したものです。

策定にあたりましては、学識経験者、各団体の代表、区議会議員、公募区民の皆さまからなる「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン策定委員会」において、

9カ月間にわたり熱心なご議論をいただきました。策定委員の皆さまをはじめ、区民意識調査や活動団体調査、パブリックコメントを通じてご協力いただきました区民の方や団体の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

品川区は、このビジョンをもとに文化芸術とスポーツの振興を図るとともに、これらの活動を地域のにぎわいにつなげ、ビジョンが目指す「文化芸術・スポーツでつながり 輝き続けるしながわ」の実現に向けて取り組んでまいりますので、区民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



品川区長  
濱野 健



林試の森フェスタ



品川区では、平成20年3月に品川区基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定しました。また、同年4月には、議員提案による品川区文化芸術・スポーツのまちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）が施行されました。基本構想を実現するため、平成21年度から30年度までの長期基本計画も策定され、新たなまちづくりが始まっています。

基本構想では、3つの理念の1つとして「伝統と文化を育み活かす品川区をつくる」を掲げています。また、まちづくり条例では、「文化芸術およびスポーツの振興に関する施策を総合的に推進することにより、区民等の自主的な文化芸術活動およびスポーツ活動を促進し、潤いのある健康で活力に満ちたまちづくりに資する」

と謳われています。

長期基本計画においては、第一の都市像「だれもが輝くにぎわい都市」の基本方針に「伝統と文化の継承と発展を図る」と「生涯学習・スポーツを振興する」が掲げられ、今後、具体的な事業が推進されていくことになります。

世界人権宣言<sup>\*1</sup>では、文化芸術は人々の権利であると宣言しています。国においても、文化芸術振興基本法<sup>\*2</sup>やスポーツ振興法に基づくスポーツ振興基本計画<sup>\*3</sup>の中で、文化芸術を「豊かな社会を形成する上で欠かせないもの」、スポーツを「豊かで明るく活力の満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なもの」とし、共に振興していくとしています。

## 文化芸術・スポーツ

- ◇ 品川区文化芸術・スポーツのまちづくり条例では、第2条において以下のように定義している。
- ・ 文化芸術：文学、音楽、美術、演劇その他の芸術、伝統芸能、伝統的な年中行事、文化財、生活文化等をいう。
  - ・ スポーツ：運動競技および身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。

### ※1 世界人権宣言

1948年国連総会で採択。文化芸術にひとつの項目をさき、第27条で「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する」「すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する」と述べている。

### ※2 文化芸術振興基本法

平成13年に施行。文化芸術・スポーツの持つ意義を大きく評価している。前文において、「文化芸術は人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものである」と述べている。

### ※3 スポーツ振興基本計画

スポーツ振興法の規定に基づき、平成12年文部科学省策定。スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするものであること、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有していることなどが謳われている。

いずれにおいても、これからの成熟した社会において、さらに未来を創造し、人々が健康で豊かな生活を形成するため、文化芸術・スポーツが重要な役割を担うということを述べています。

こうした背景を受けて、文化芸術・スポーツ振興の総合的な取り組みの理念と方向性を明らかにするために、品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン（以下「本ビジョン」という。）を策定するものです。



## 基本構想の考え方を受けて

本ビジョンは、基本構想が描く品川区の将来像「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を、文化芸術・スポーツを通して実現していくための理念と方向性を示す役割を持っています。

## 長期基本計画の実現すべき都市像と文化芸術・スポーツの振興

本ビジョンは、基本構想の3つの理念の1つである「伝統と文化を育み活かす品川区をつくる」のみならず、これらの理念全体をも見据えて策定されるとともに、長期基本計画が描く5つの都市像を実現するため展開される各施策の方向性を示していくものです。

以上の点から、本ビジョンは文化芸術・スポーツの振興のあり方を示すものとして策定されるとともに、文化芸術・スポーツの活動を通してつくら

## 文化芸術・スポーツのまちづくり条例が示す振興の方向性を踏まえて

まちづくり条例では、品川区が「文化の香り豊かな近代都市」として発展していくためには文化的なまちづくりが必要であり、文化芸術とスポーツのもたらす恵沢がまちづくりに活かされ、品川区が心豊かなにぎわい都市としてさらに大きく発展するために、文化芸術とスポーツの振興が必要であるとしています。

## 「にぎわい都市」を実現するために

基本構想やまちづくり条例、長期基本計画などが掲げる、「にぎわい都市」という大きな目標を、文化芸術・スポーツの振興を通じて実現するための方向性を示すものです。

れる新たなにぎわいが、活力ある地域社会づくりへとつながる原動力となるよう構想されることが期待されています。

# 第2章

## 現状と課題

私たちのまち品川は、住・工・商がバランスよく混在しており、旧東海道品川宿周辺に見られるような風情が残る古い街なみや、大崎副都心のように再開発によって創られた近代的な景観など、さまざまな顔を持ち合わせています。

都心部に近接する都市でありながら、品川区に暮らす人々は人情に厚く、良い意味で「おせっかい」という言葉がよく似合うまちです。

区内では、企業等も含めた多様な団体・サークル等が、自主的・主体的にさまざまな文化芸術・スポーツ活動を行っており、熱心な指導者や運営者などの貢献が地域の活動をより活発にして、区民の心と身体の高健康や生活の豊かさの向上につながっています。今日の品川区の文化芸術・スポーツ活動は、まさに、こうした多様な担い手によって支えられ、そして培われています。

文化芸術・生涯学習の拠点としては、5つの文化センターや歴史館、総合区民会館「きゅりあん」やメイプルセンター等の公共施設が配置されており、地域の方々に親しまれています。また、区の内外には民間の劇場やホール等も多く、質の高い文化芸術が提供されています。

スポーツについても、総合体育館や学校等の公共施設をはじめ、民間のスポーツ施設等も区民に活発に利用されており、各地域では複数の団体が

協力して指導や大会・教室の運営なども行っています。

こうした品川ならではのまちの姿や文化芸術・スポーツ活動を担い支える人たち、あるいは伝統芸能や文化・歴史的な財産や風土等は、品川のにぎわいを醸しだす大きな資源となるものです。

これら有形・無形の良質な資源が、相互に有機的なつながりを持ち、さらに活性化していくことが、これからの文化芸術・スポーツの振興を図るうえで重要です。

上／高齢者と一緒に昔遊び  
下／連盟主催バレーボール大会



# 1 歴史・伝統と新しい魅力が共存するまち・しながわ

## 多様

### なまちの姿

品川区には、東海道第一の宿場としてにぎわった「旧東海道品川宿」や古い歴史を持つ伝統芸能の「江戸の里神楽」、考古学発祥の地として全国に知られる「大森貝塚」など、多くの文化的・歴史的資源が存在しています。また、区内にはいたる所に昔からの神社仏閣も多く存在しており、古い街なみと合わせて区民や品川を訪れる人に親しまれています。一方で、東京港を目前に臨むウォーターフロントの天王洲アイルや大型開発が今も進行している大崎副都心地区などには、新たに創られた近代的なまちの魅力があります。さらに、羽田空港の国際化等により、国際都市東京の表玄関としての役割も期待されています。このように、地域ごとに趣を変え、さまざまな表情を見せるまちの姿は、まさに品川区の大きな財産の1つです。

## 伝統

### 文化と後継者の育成

区内では、邦楽や茶道・華道などの団体が中心となり、小学校や地域の文化施設等を利用して伝統文化に関する教室を開催するなど、伝統文化の継承の取り組みも熱心に行われています。一方で、指導者・育成者の高齢化に加え、技術習得の難しさや世代間の交流の希薄



化などが若者の活動離れを招いており、指導者・後継者双方の育成が大きな課題となっています。

## 地域

### 交流の推進

各地域では、神社仏閣の祭礼や催しを受け継がれ、地域が一体となったイベントとして活発に行われています。また、区民まつりや盆踊りでは「品川音頭」が定着しており、地域の盛り上がりにも大きく貢献しています。

こうした地域の風習や伝統行事、イベント等を活性化していくためには、新たに区に移り住んで来られた方も一体となり、積極的に参加できる雰囲気や仕組みを整え、相互に交流を深め、手を携えて盛りあげていく必要があります。



左／御神面神輿海中渡御  
上／品川区弓道教室  
下／品川区民管弦楽団

## 活動の担い手

区内では、一般の団体・サークル等の活動はもとより、昼間区民である企業等の文化芸術・スポーツ活動も盛んに行われています。企業の社会的責任に基づいた活動（CSR活動）※<sup>4</sup>として小中学生を対象に演奏会やサッカー教室等を開催し地域と多様な交流を図るなど、文化芸術・スポーツ活動の振興にも大きな役割を担っています。

また、区内17地区にはコミュニティスポーツ・レクリエーション活動推進委員会※<sup>5</sup>（以下「スポ・レク推進委員会」という。）が構成され、施設の利用調整や団体間の交流、スポーツ教室等を主体的に行っています。品川・大崎地区では、平成22年3月に、このスポ・レク推進委員会を発展させ、いつでも、だれもが、気軽にさまざまなスポーツ活動に参加できる「地域スポーツクラブ」が設立される予定です。

一方、かつて区内のスポーツ活動の牽引役であった企業スポーツの区外への移転等により、活動団体の空洞化やレベルの低下なども顕著に表れてきています。

## 環境づくり

文化芸術・スポーツに関する区民意識調査※<sup>6</sup>では、区民の多くが、身近で気軽に利用でき、それぞれの活動規模に見合った施設の整備を望んでいます。

### ※<sup>4</sup> CSR活動

企業が収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など、企業が市民として果たすべき責任をいう。

### ※<sup>5</sup> コミュニティスポーツ・レクリエーション活動推進委員会（通称：スポ・レク推進委員会）

学校を活動拠点としている地域のスポーツ・レクリエーションクラブで構成された連合組織で、区内17地区（およそ中学校区）に設置され、体育館の利用調整や地域へのスポーツプログラムの提供を行っている団体をいう。

区内には、公共や民間の文化芸術・スポーツ施設が多く存在しており、現在も、五反田文化センターのリニューアルや、八潮南小学校跡、平塚小学校跡の文化芸術・スポーツ拠点整備などが進められています。都心部では、施設は限られた資源であるため、十分に工夫して有効に活用することが必要です。また、区や関係機関、民間の施設が相互に連携を図り、区民や品川区に働き・集う人等の活動への参加を促進するなど、さらに活動の裾野を広げていくことが大切です。

## 情報共有と協働

文化芸術・スポーツ活動が人と人をつなぎ地域を活性化していくためには、人と人との会話や、地域が一体となったイベントなど、さまざまなにぎわいを通じ、世代間を越えた交流の促進を図ることが必要です。

また、区民が文化芸術・スポーツ活動に参加し、心と身体が健康で充実した毎日を送るためには、必要な情報が容易に得られ、交換できる環境を整備することも重要です。さらには、誰もが地域の一員として積極的に活動に参加し、コミュニケーションを活発化するような地域での協働も必要です。

区民意識調査や、区内の文化芸術・スポーツ活動団体※<sup>7</sup>等を対象にしたグループアンケート※<sup>8</sup>調査では、文化芸術とスポーツそれぞれの分野で、7割を超える方が文化芸術・スポーツに「関心がある」と答えており、また「何かを始めたい」、「もっと技術を高めたい」といった意欲や関心の強さを示す声も数多くありました。

一方で、こうした活動への参加のあり方については、文化芸術・スポーツともに「個人でビデオやテレビ等を観賞・観戦して楽しむ」といった形

態が多くを占め、劇場や競技場などに出かけたり、自ら積極的に参加するといった参加の形とは大きな偏りが見られます。

また、懇話会※<sup>9</sup>においても、文化芸術、スポーツそれぞれの分野で活動を広げたいなどの積極的なご意見が出されました。

区内の行事やコミュニティに気軽に参加できる仕組みを整え、関心を持つ人々の意欲を実践に結びつけていくことが、様々な活動の継承・発展と、魅力ある品川区のまちづくりにつながります。



区民スポーツ大会開会式

### ※<sup>6</sup> 文化芸術・スポーツに関する区民意識調査

平成21年3月に実施。文化芸術・スポーツに対する区民の意識を総合的に調査するため、2,000人（住民基本台帳から無作為抽出）を対象に、品川区・（財）品川文化振興事業団・（財）品川区スポーツ協会の三者が共同で行ったもの。また、広報広聴課でも区政モニターに対して同一の調査を実施した。

### ※<sup>7</sup> 区内の文化芸術・スポーツ活動団体

社会教育関係団体：約2,000団体／公園運動施設利用団体：約4,000団体

### ※<sup>8</sup> グループアンケート

平成21年5月に実施。品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン策定にあたり、品川区の文化芸術・スポーツ活動の一翼を担う87団体を対象に、各団体の現状や意見などを伺うため、郵送形式で行ったもの。

### ※<sup>9</sup> 懇話会

平成21年6月に実施。品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン策定にあたり、区内で活動している文化芸術団体・スポーツ団体や企業等の方から、活動の現状や意見などを伺うため、インタビュー形式で行ったもの。  
参加団体数／文化芸術部門：7団体　スポーツ部門：5団体

# 第3章

## 文化芸術・スポーツ振興を通じた 将来のまちの姿・基本理念

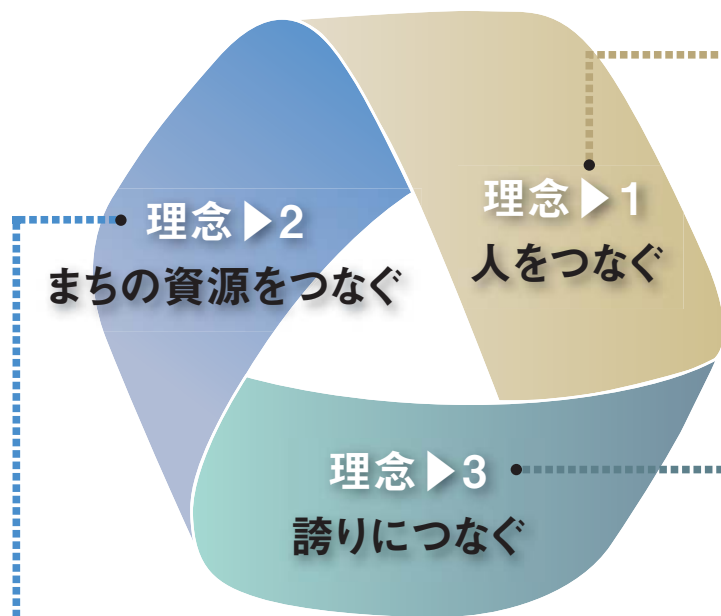
### 文化芸術・スポーツでつながり 輝き続けるしながわ をめざして

文化芸術・スポーツには、人々に楽しさや喜び、充実感を与え、人生を豊かにする力があります。また、文化芸術・スポーツは人々のつながりを広げたり、地域の活力を高める役割をもっており、まち全体にとっての公共財としての効用もあります。

品川区の文化芸術・スポーツの振興は、区民一人ひとりが何らかの形で文化芸術・スポーツに親

しみ、楽しみ、つどい、つながり、会話が生まれていくような活動をさらに伸ばし、活性化していくような方向性が大切です。

区民がわがまちを愛し、誇りをもつことで、笑顔があふれる心豊かなにぎわい都市品川ができあがり、まちのにぎわいを求めて多くの人が訪れる、魅力があふれるまちにつながっていくのです。



文化芸術・スポーツ振興の基本は、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、区民一人ひとりが文化芸術・スポーツに親しみ、楽しさや潤い、充実感など、文化芸術・スポーツの持つ魅力を享受することにあります。

また、居住する区民だけではなく、品川区内で働く人・学ぶ人や区外から訪れる人など、品川区に集うすべての人々が多様な活動の担い手となり、交流や協働により人々がつながることによって、相互に理解しあい、さらに大きな喜びにつなげることができます。

長年にわたり培われてきた伝統文化や地域の特色ある文化芸術・スポーツ活動は、地域への愛着を深め、連帯感を強めるものです。

品川区の持つ歴史や先人達の精神を活かし、その活動を継承・発展させるとともに、有形無形の資源を掘り起こし、再認識し、活用し、そしてつなげることによって、新たな活力の創造・発展が期待できます。

品川区には、地域の人の輪である良い意味での「おせっかい」があります。都会にありながら下町の風情を残す品川は、文化芸術・スポーツの持つまちづくりの機能を活かしながら、さらに発展し、まちの魅力を向上させる可能性があります。

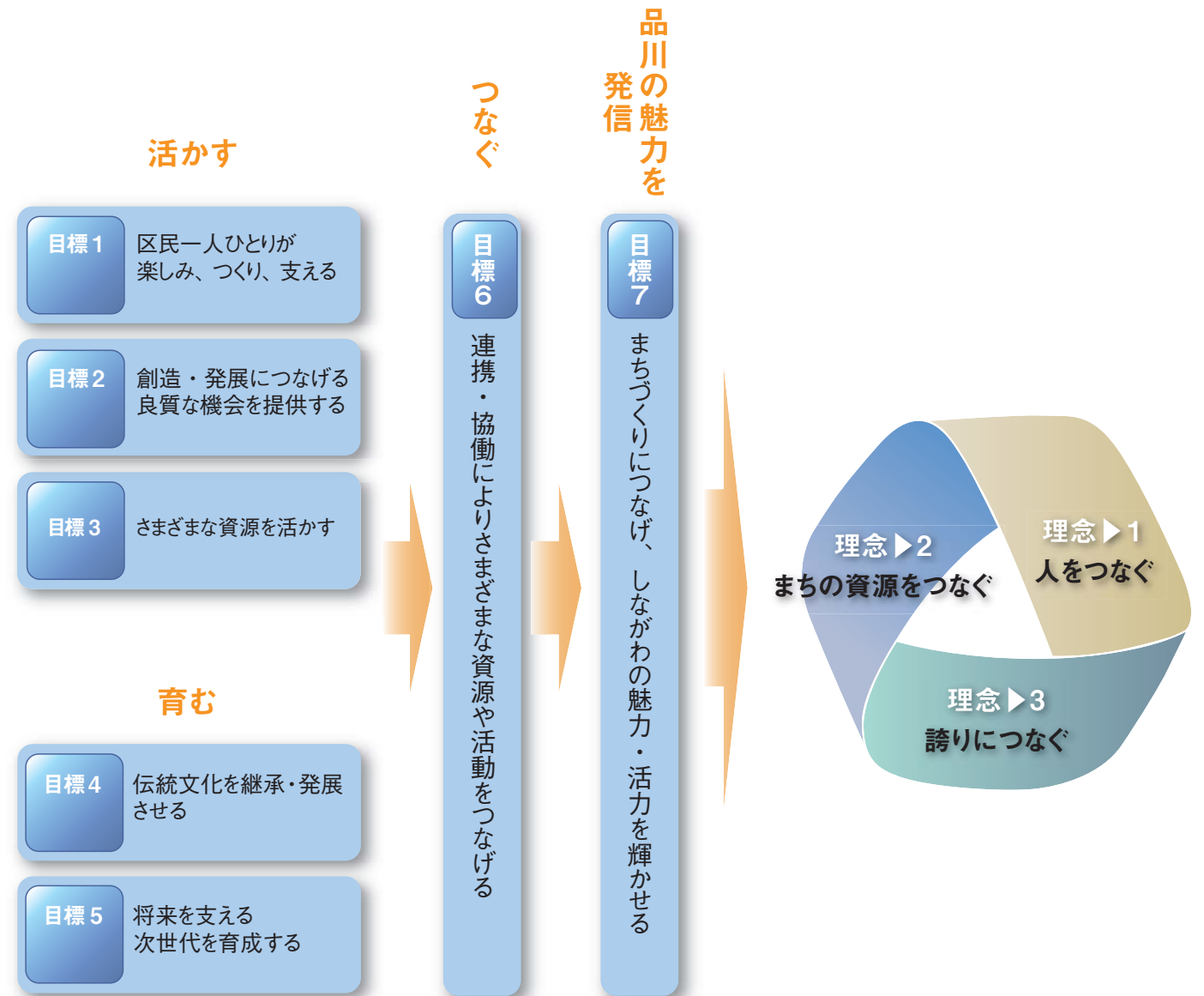
そして、住んでいてよかった、働いていてよかったと感じるような、人々の生活に根ざしたにぎわいが生まれ、品川のまちの誇りにつながります。

# 第4章

## 7つの目標と施策の方向性

本章では、第3章で述べた将来のまちの姿と、それを築く3つの理念に基づき、将来のまちの姿を実現するための7つの目標と施策の方向性を示

します。この7つの目標と方向性は、都市経営や観光・まちづくり・福祉・環境・教育などの分野とも連携を図り、総合的な展開も期待されるものです。





## 目標 1 区民一人ひとりが楽しみ、つくり、支える

文化芸術・スポーツには、人々に楽しさや喜び、充実感を与え、人生を豊かにする力があり、品川区内でも、さまざまな活動が活発に行われています。

一方で、区民意識調査によれば、文化芸術・スポーツへの関心度は非常に高いものがありますが、家の外に出て参加をしたり、自ら活動するような傾向が弱いことが見てとれます。また、「活動への意欲はあるが、時間的余裕や機会が無い」とする回答も多く、参加したくてもできない人がいる状況も見えてきます。

区民の文化芸術・スポーツ活動をさらに広げ、品川区というまちがにぎわっていくためには、子どもから高齢者まで、より多くの区民が文化芸術・スポーツを「する・みる・支える」の何れかの活動に関わっていくことが望まれます。

また、既に活動している人だけでなく、意欲はありながらも心身の健康状態、家庭や仕事の事情など、さまざまな制約があって活動できない人も参加できるような仕組みをつくり、それぞれの人が楽しさや生きがいを感じられるようにしていくことが重要です。

加えて、地域で文化芸術・スポーツ活動をしている人たちが、自分の能力や知識を地域に還元する仕組みづくりも求められます。

区民の一人ひとりが、文化芸術・スポーツを「楽しみ・つくり・支える」ことで活動の裾野が広

がり、芸術・学び・健康・体力づくりなど、地域に、まちに、文化芸術・スポーツ活動をする区民があふれるようになっていきます。



上／区民スポーツ大会（グラウンドゴルフ大会）  
下／林試の森フェスタ

### 施策の方向性

- すべての区民が文化芸術・スポーツに触れ・親しみ・楽しむことができる環境づくり
- 身近で気軽に楽しめる、まちかどコンサートなどの取り組み
- 地域で活動している人たちが、自分の能力や知識を地域に還元する仕組みづくり
- 区民が感動を共有できるような顕彰制度の充実



## 目標 2 創造・発展につなげる良質な機会を提供する

文化芸術・スポーツにより「にぎわい」のある品川区にするためには、まず、文化芸術・スポーツの多様なプログラムが参加しやすい形で提供されることが必要です。

そして、区民が自主的に提供する文化芸術・スポーツの機会が、良質で創造・発展につながるように支援をしていくことが必要です。例えば、指導者の紹介や運営の支援を行うことで、区民が提供する文化芸術・スポーツのプログラムが充実するとともに、さらに多様で良質な機会となっていくことが期待されます。区や(財)品川文化振興事業団、(財)品川区スポーツ協会も、楽しみの深まりにつなげるような、良質なコンサートやスポーツ事業などを提供することが求められます。

また、ワークショップや参加型事業は、区民が協働し、創造の空間・時間を共有することで一層の達成感を得ることができ、文化芸術・スポーツを身近に感じることができます。今後は、こうした事業も積極的に展開していく必要があります。

さらに、区民挙げての芸術祭やスポーツ大会などは活動の目標となり、レベルの向上や活発な活動を誘発することが期待できます。

一方で、こうした活動を側面から支える人たちのための環境整備も重要です。文化芸術・スポーツは「する・みる・支える」人の輪で創られ

ており、活動の裾野を広げていくうえでは、運営に参加している方など、活動を支える人たちの参画を促すような環境の整備も望まれます。



上／区民スポーツ大会（軟式野球大会）  
下／子どもダンスの発表

### 施策の方向性

- 多様なプログラムの提供
- 芸術祭やスポーツ大会など、活動の励みとなるような場の提供
- いつでも・だれでも・どこでも・いつまでもスポーツ活動ができる、地域が主体となったスポーツクラブの展開
- 多世代が学ぶ機会の充実



## 目標 3 さまざまな資源を活かす

品川区では、商店街のイベントなどさまざまな区民の活動が活発に展開され、それぞれに活気ある地域社会をつくっています。こうしたイベントのほか、総合区民会館「きゅりあん」などの文化施設での発表会・演奏会や、スポ・レク推進委員会を中心としたさまざまなスポーツ活動なども年間を通して活発に実施されています。

また、区内には、区民向けの公開講座に実績のある大学をはじめ、民間文化団体や劇場・美術館などの施設が提供する優れた文化芸術の資源があります。さらに、著名なアーティストが在住しているほか、国内のトップリーグで活躍しているチームが所属する企業もいくつか存在します。このように区内には、文化芸術・スポーツの資源が豊富にあります。

こうした資源を掘り起こし、再認識し、品川区の文化芸術・スポーツを振興するために活かしていくことが望まれます。

また、文化芸術・スポーツに関する情報の提供や相談に応じる能力を持った専門的な支援組織があると、大型のイベントなどの効果的な事業実施につながりやすくなります。

さらに、ケーブルテレビやインターネットなど、放送・通信などの情報技術を活かした取り組みも、活動の発展・創造につながることを期待できます。

このように、各活動の自発性や自立性を育んでいくよう、さまざまな資源を活かした支援や仕組みが求められます。

また、限られた施設環境の中で、その利用方法や運営方法を工夫するなど、既存施設の有効活用も求められます。



上／清泉女子大学  
下／品川バスケットボールフェスタ

### 施策の方向性

- 地域のさまざまな活動の再発見と資源化の取り組み
- 民間文化施設や区内の研究機関・企業等との連携
- 情報提供・相談機能の強化
- 活動を支える人が活かされる仕組みづくり



## 目標 4 伝統文化を継承・発展させる

古くから品川湊や交通の要衝として栄えた品川区には、神社仏閣をはじめ、祭礼・伝承行事や神楽などの多くの歴史的な資産があります。区民まつりや盆踊りで区民に親しまれている「品川音頭」は、全国の「たのしい民踊」にも選ばれ、品川を「ふるさと」として思う郷土への愛着心と区民の絆を強めつつ、品川のまちの良さを次世代に伝えていきます。旧東海道の史跡を人々が訪れ歩くなど、観光としての魅力も地域のにぎわいにつながっています。

このように、伝統文化は、人々の強い結びつきをつくり、郷土愛とにぎわいを育んできました。品川区の人情・風土をつくり上げ、おだやかで住みやすい地域社会の基盤となってきたのです。

これまで、品川区の伝統文化は、それを守り伝える様々な活動によって、保存継承されてきました。地域の生活に根付かせ、にぎわいにつなぐため、今後もこれらを地域の宝として大切に保存するとともに、活用の方策を立て、区民に広く伝えていくことが必要です。

そのためには、こうした活動や取り組みを育成・支援し、伝統文化に触れる機会を充実させていくことをはじめ、積極的な普及活動を行っていくことが求められます。



上／子どもお琴教室  
下／間宮社中の江戸里神楽

### 施策の方向性

- 地域における歴史文化の重要性の再認識、伝統文化の保存と継承の取り組み
- 伝統文化を活用した観光事業の展開
- 地域の自主活動団体やボランティアとの連携
- 伝統文化の展示・情報発信の強化



## 目標 5 将来を支える次世代を育成する

子どもたちにとって文化芸術・スポーツは、情操を豊かにするとともに、一人ひとりの個性を伸ばしていくはたらきを持つものとして期待されています。また、人と人とのつながり、支えあいという大切な地域の風土、いわば品川らしさは、子どもたちが文化芸術・スポーツを通じた活動に触れるなかで培われていくものです。

子どもたちは、将来の文化芸術・スポーツの担い手でもあります。品川区が、今後も文化芸術・スポーツの活動にあふれ、にぎわい、輝くまちであるためには、こうした将来の担い手が文化芸術・スポーツに親しみ、楽しみ、参加するという意識を子どものころから育てていくことが求められます。

また、文化芸術・スポーツが持つ、人々の交流の促進などの機能は、子どもたちに社会性を身につけさせるものでもあります。

こうしたことから、子どもたちが、文化芸術・スポーツに親しみ楽しむ心を育む、就学前から小中学校時代を通じた、系統的で継続的な体験の機会を提供していく必要があります。

文化芸術・スポーツが地域の人のつながりを創るなど、地域社会にとって重要なものであることや、地域の大人との関わりのなかで、相互に理解し尊重しあうことの大切さを学ぶことができるような取り組みも望まれます。



上／品川少年少女合唱団  
下／体育の日（空手道教室）

### 施策の方向性

- 子どもたちが創造性を育む多様なプログラムの整備・促進
- 子どもたちの憧れを活動へつなげる体験・学習機会の提供
- 子どものころから地域の歴史を学び・体験する機会の充実
- 文化芸術・スポーツの活動を通じた、子どもたちと多様な世代間の交流促進



## 目標 6 連携・協働によりさまざまな資源や活動をつなげる

区内には、さまざまな文化芸術・スポーツの団体や個人の活動があります。また、企業においても、CSR活動のみならず地域との関わりを意識した文化芸術・スポーツ活動が行われています。

しかしながら、こうした各種団体や企業等の活動は、それぞれが独立した活動として行われていることが少なくなく、相互に連携・協働が図られていない事例も見受けられます。

団体等が相互に交流することは、互いのノウハウを補完し、活動の広がりや深まりを生んでいきます。それぞれの活動・団体をレベルアップするといった相乗効果も期待されます。

また、懇話会や交流会などの機会を通じ、さまざまな活動を有機的につなぐ仕組みをつくり、ネットワーク化していくことも必要です。文化や生涯学習、スポーツそれぞれはもとより、分野を超えて交流したり、品川の文化芸術・スポーツの振興についての意見交換を図ることにより、より大きな連携や協働が期待できます。

こうして生まれた人や組織、活動などのつながりが品川らしい良い意味での「おせっかい」をつくり、品川のにぎわいを担うまちの新たな資源となっていくのです。

多様な活動や団体等の連携・協働を推進するには、区民が必要に応じて区内の文化芸術・スポーツの活動の情報を十分に受け取り、発信

することが容易にできる情報交換の基盤整備も大切です。こうした情報基盤の整備は、連携や協働を進めるうえでの仕組みにとどまらず、機会の充実や人々の参画を促すうえでも重要です。



上／楽器体験（EBARA 夢フェスタ）  
下／文化活動団体や区内企業による懇話会

### 施策の方向性

- 活動団体、民間施設、企業等の相互交流と連携・協働の推進
- 懇話会などを通じた、活動や団体・企業等のネットワークづくり
- 区民が文化芸術・スポーツの情報を収集・発信するための基盤の整備



## まちづくりにつなげ、 しながわの魅力・活力を輝かせる

区民の文化芸術・スポーツの活動が活発になることで、区内に多くの人の交流が生まれ、まちがにぎわい、区民が一体感を持ちながら暮らせるまちの実現につながります。そして、品川区に住む人も、働く人も、学ぶ人も、誇りを持てる地域社会となっていきます。

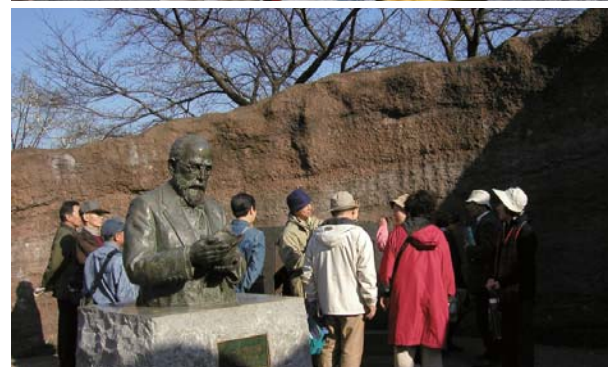
例えば、防災の面では、災害時における必要な助け合いや見守りにおいて効果をもたらすでしょう。文化芸術・スポーツの活動で多くの区民が行き交うことによって、商店街が求めるにぎわいも創出されます。区民の文化芸術・スポーツ活動によって、近隣セキュリティシステムのような地域が子どもたちを見守る仕組みも、さらに安全で安心できるものとなっていくでしょう。

このように、文化芸術・スポーツによって活性化されるまちのネットワークが商業振興や安全・安心などの取り組みにも波及していき、文化芸術・スポーツに直接関わっていない人にも、大きな効果をもたらすことにつながるのです。

一方で、文化芸術・スポーツの活発な活動は、区外の団体や活動とつながることで、さらに広がりを見せ、機会や内容が充実していくことが期待されます。また、こうしたつながりや広がりが、さらにまちのにぎわいをもたらし、品川の魅力を一層高めていくことになります。

ここに掲げた、それぞれの目標が着実に推進されていくことによって、しながわの魅力は一層

輝きを増し、区外からも多くの人々が訪れたいというまちの実現につながります。



上／83運動（登下校時の見守り）  
中／文化財めぐり（大森貝塚遺跡庭園）  
下／荏原町商店街のジャンボのり巻き

### 施策の方向性

- 商業・観光など他の施策との連携
- しながわの魅力の強化と発信

# 第5章

## ビジョンの実現に向けて

### 1 区民への期待

文化芸術・スポーツのまちづくり条例は、区民の役割として、自らが担い手であり、その活動によるまちづくりの役割を積極的に果たすよう求めています。本ビジョンが実現しようとする文化芸術・スポーツ活動によってにぎわうまちづくりを進めるには、区民や区内団体の自主的・自発的な活動が求められます。



区民作品展



シルバー大学ふれあい発表会

### 2 企業や学校への期待

区民や地域の文化スポーツ関連団体の他に、企業や学校等も文化芸術・スポーツ活動の重要な推進役です。区には、民間施設の劇場や美術館、優れたスポーツ活動をしている企業スポーツなどが存在しています。従来の企業活動に留まらず、品川区の文化芸術・スポーツ活動を支える一員となり協働して取り組むことが望めます。また、品川区内の企業で働く人たちや学校で学ぶ人たちも昼間区民として、地域社会を形成する一員であり、区民・区内団体と同様に、品川区の文化芸術・スポーツをともに推進していくことが望めます。



上／明電舎ふれあい音楽教室  
左／トリムフェスティバル



### 3 区役割

区には、こうした区民との協働により、にぎわうまちづくりを進めていくことが求められます。

文化芸術・スポーツの振興事業においては、芸術祭の実施や地域スポーツクラブの創設などの先導的なプロジェクトを展開し、本ビジョンが示す方向性の具体化に努めることも重要です。

その一方で、基本構想に掲げる5つの都市像を推進する各事業が、文化芸術・スポーツによる「にぎわうまち」を実現していくよう配慮されなければなりません。各事業を推進していく上でも本ビジョンが示す7つの目標を視野に入れ、施策における



区民スポーツ大会(マラソン大会)

連携など、さまざまな施策の展開において、にぎわうまちをつくるという視点が考慮されていくことが望めます。

また、区の関係機関である(財)品川文化振興事業団と(財)品川区スポーツ協会は、本ビジョンが示すまちの将来像を区と協力して実現していく役割を持っています。財団という民間組織の柔軟性や機動性を発揮して、一層区民の活動を支援し、誘導・牽引していく役割が期待されます。



大森ベルボートで第9を歌おう!

## 品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン策定委員会

### 1. 学識経験者(2名)

|      |       |                   |
|------|-------|-------------------|
| 委員長  | 片山 泰輔 | 静岡文化芸術大学文化政策学部准教授 |
| 副委員長 | 柳沢 和雄 | 筑波大学大学院教授         |

### 2. 区内団体関係者(7名)

|    |        |                     |
|----|--------|---------------------|
| 委員 | 荒井 宏師  | 50 音順<br>品川区町会連合会会長 |
| 委員 | 佐藤 浩   | 東京商工会議所品川支部副会長      |
| 委員 | 島本 光男  | 品川区体育指導委員会会長        |
| 委員 | 田中 清朗  | (財)品川文化振興事業団事務局長    |
| 委員 | 長谷川 雅一 | しながわ観光協会副会長         |
| 委員 | 眼崎 美智子 | 品川区青少年対策地区委員会連合会副会長 |
| 委員 | 谷田部 武利 | (財)品川区スポーツ協会事務局長    |

### 3. 公募区民(文化芸術2名、スポーツ2名) 50 音順

|    |       |        |
|----|-------|--------|
| 委員 | 石原 美紀 | 文化芸術部門 |
| 委員 | 木村 篤史 | 文化芸術部門 |
| 委員 | 大八木 繁 | スポーツ部門 |
| 委員 | 村田 丈一 | スポーツ部門 |

### 4. 区議会議員(5名)

|    |       |            |
|----|-------|------------|
| 委員 | 鈴木 真澄 | 品川自民党区議団   |
| 委員 | 大沢 真一 | 品川自民党区議団   |
| 委員 | 武内 忍  | 品川区議会公明党   |
| 委員 | 中塚 亮  | 日本共産党品川区議団 |
| 委員 | 稲川 貴之 | 民主品川       |

### 5. 品川区(2名)

|    |        |          |
|----|--------|----------|
| 委員 | 山田 恵美子 | 副区長      |
| 委員 | 宮地 恵美子 | 地域振興事業部長 |

(敬称略)

### 主な審議内容

|                                              |                   |                                                    |
|----------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------|
| 第1回                                          | 4月20日(月)          | ○委員委嘱 ○諮問 ○基本構想、長期基本計画、文化芸術・スポーツのまちづくり条例等に基づいて意見交換 |
| 第2回                                          | 6月8日(月)           | ○区民意識調査結果 ○計画の到達点、課題について討議                         |
| 第3回                                          | 7月28日(火)          | ○懇話会まとめ ○団体アンケート結果 ○方向性等について討議                     |
| 第4回                                          | 8月31日(月)          | ○文化芸術・スポーツ振興ビジョン素案骨子について討議                         |
| 第5回                                          | 9月29日(火)          | ○文化芸術・スポーツ振興ビジョン素案について討議                           |
| 11月11日～12月10日 ○文化芸術・スポーツ振興ビジョン素案(案)パブリックコメント |                   |                                                    |
| 第6回                                          | 平成22年<br>1月28日(木) | ○文化芸術・スポーツ振興ビジョン素案を答申                              |

品川区文化芸術・スポーツのまちづくり条例

平成 19 年 12 月 10 日 条例第 45 号



前文

品川区は、東京湾に面した臨海部と山の手に連なる台地とからなり、古くから交通、交易の拠点として栄え、大森貝塚など歴史に名を残すところが数多く、江戸時代には東海道第一の宿としてにぎわい、明治時代に入っ  
てからは近代工業の先駆け、京浜工業地帯の中心地域として人々が文化をはぐくみながら発展してきた。

文化芸術に関して、品川区民憲章（昭和 57 年制定）は、その前文で、輝かしい歴史と伝統を誇りとし、品川区の将来像を「文化の香り豊かな近代都市」として、品川区の発展にとって文化的なまちづくりが必要であることを明らかにしている。日本古来の伝統文化を大切にするとともに、品川区独自の文化芸術を伝承し、新たなものを創りだすことは、人々の感性を豊かにし、互いに理解し合い、尊重し合う風土をはぐくみ、ひいては都市に活力とにぎわいをもたらす源泉であるからである。

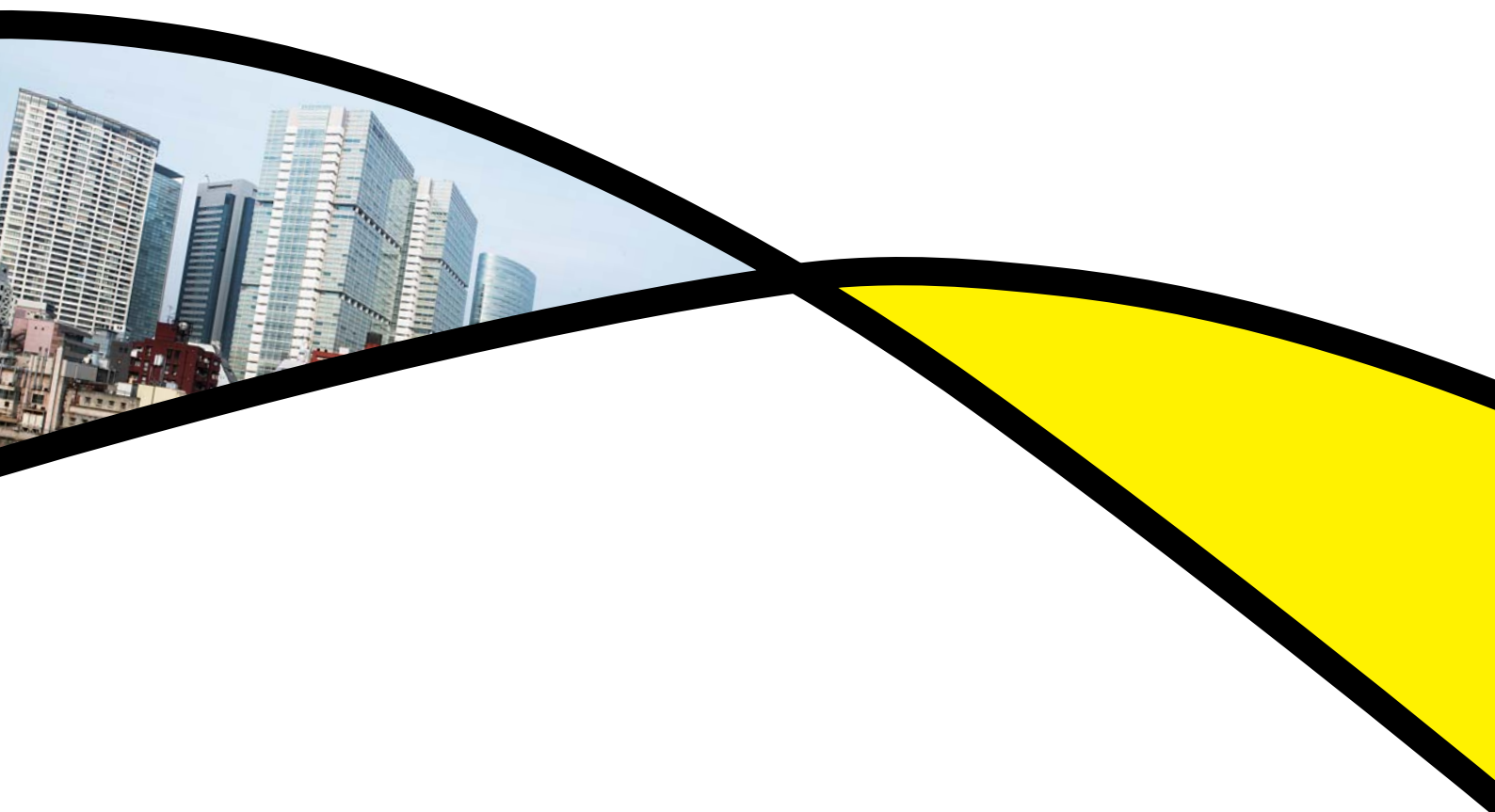
スポーツは、人間の身体的・精神的な欲求に応え、その活動を通じて心身をはぐくみ、規範と礼節を重んずる心を涵養する世界共通のものであり、見る者に努力の尊さと勇気の大切さを伝え、心に感銘を与える。

また、文化芸術とスポーツは、すべての世代にわたって地域への愛着と誇りをはぐくむ確かな礎であり、次代を担う子どもたちにとっても大きな励ましである。

加えて文化芸術とスポーツは、品川区が積極的に取り組んでいる国際交流にも大きく貢献している。文化芸術およびスポーツを通じての交流は、相互理解および親善を深めるために極めて重要なことである。

私たちは、こうした文化芸術とスポーツのもたらす恵沢がまちづくりに活かされ、品川区が心豊かににぎわい都市としてさらに大きく発展することを願い、この条例を制定する。

| 目的      |                                                                                                                                                                             |  |  |                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|-------------------------------------------------------------------|
| 第1条     | この条例は、文化芸術およびスポーツの振興に関する基本理念を定め、品川区（以下「区」という。）の責務ならびに区民等および団体の役割を明らかにするとともに、文化芸術およびスポーツの振興に関する施策を総合的に推進することにより、区民等の自主的な文化芸術活動およびスポーツ活動を促進し、潤いのある健康で活力に満ちたまちづくりに資することを目的とする。 |  |  |                                                                   |
| 定義      |                                                                                                                                                                             |  |  |                                                                   |
| 第2条     | この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                                                                                                                                     |  |  |                                                                   |
| (1)     | 文化芸術 文学、音楽、美術、演劇その他の芸術、伝統芸能、伝統的な年中行事、文化財、生活文化等をいう。                                                                                                                          |  |  |                                                                   |
| (2)     | スポーツ 運動競技および身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。                                                                                                            |  |  |                                                                   |
| (3)     | 区民等 区内に居住し、勤務し、または在学する者をいう。                                                                                                                                                 |  |  |                                                                   |
| (4)     | 団体区内で活動する法人、地域団体その他の団体をいう。                                                                                                                                                  |  |  |                                                                   |
| 基本理念    |                                                                                                                                                                             |  |  |                                                                   |
| 第3条     | この条例に基づく文化芸術およびスポーツの振興は、区民等が愛着と誇りをもつことができる個性的で活力ある地域社会の実現を図るためのものでなければならない。                                                                                                 |  |  |                                                                   |
| 2       | 文化芸術およびスポーツの振興に当たっては、区民等および団体の自主性が尊重されなければならない。                                                                                                                             |  |  |                                                                   |
| 3       | 文化芸術およびスポーツの振興に当たっては、区、区民等および団体の相互連携・協力が図られなければならない。                                                                                                                        |  |  |                                                                   |
| 4       | 文化芸術の振興に当たっては、地域の歴史、風土および伝統文化の継承、保護および発展ならびに区民等が文化芸術を創造し、享受することその他の多様な活動のための環境の整備が図られなければならない。                                                                              |  |  |                                                                   |
| 5       | スポーツの振興に当たっては、スポーツをすることもしくは見ること、スポーツについて学ぶことまたはこれらを支える多様な活動のための環境の整備が図られなければならない。                                                                                           |  |  |                                                                   |
| 区の責務    |                                                                                                                                                                             |  |  |                                                                   |
| 第4条     | 区は、この条例の目的を達成するため、文化芸術およびスポーツの啓発に努めるものとする。                                                                                                                                  |  |  |                                                                   |
| 2       | 区は、基本理念にのっとり、文化芸術およびスポーツの振興に関する施策を総合的に推進するものとする。                                                                                                                            |  |  |                                                                   |
| 3       | 区は、区民等が文化芸術およびスポーツに親しみ、意欲、技術等に応じて自主的な活動を行うことができるよう施設等の環境の整備に努めるものとする。                                                                                                       |  |  |                                                                   |
| 4       | 区は、文化芸術活動およびスポーツ活動の促進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。                                                                                                                 |  |  |                                                                   |
| 区民等の役割  |                                                                                                                                                                             |  |  |                                                                   |
| 第5条     | 区民等は、自らが文化芸術活動およびスポーツ活動の担い手であることを理解し、                                                                                                                                       |  |  |                                                                   |
|         |                                                                                                                                                                             |  |  | 相互に尊重し合い、自主的な活動を通じて文化芸術およびスポーツの振興によるまちづくりに係る役割を積極的に果たすよう努めるものとする。 |
| 団体の役割   |                                                                                                                                                                             |  |  |                                                                   |
| 第6条     | 団体は、地域社会の一員として、自主的な文化芸術活動およびスポーツ活動の推進ならびに区民等の活動の支援を通じて、文化芸術およびスポーツの振興によるまちづくりに係る役割を積極的に果たすよう努めるものとする。                                                                       |  |  |                                                                   |
| 国際交流の推進 |                                                                                                                                                                             |  |  |                                                                   |
| 第7条     | 区は、文化芸術およびスポーツの振興によるまちづくりを図るため、これらの活動を通じた国際交流を積極的に推進するよう努めるものとする。                                                                                                           |  |  |                                                                   |
| 顕彰      |                                                                                                                                                                             |  |  |                                                                   |
| 第8条     | 区は、文化芸術活動およびスポーツ活動において著しい功績のあった者の顕彰を行うことができる。                                                                                                                               |  |  |                                                                   |
| 2       | 区は、文化芸術およびスポーツの振興に寄与した者の顕彰を行うことができる。                                                                                                                                        |  |  |                                                                   |
| 委任      |                                                                                                                                                                             |  |  |                                                                   |
| 第9条     | この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。                                                                                                                                       |  |  |                                                                   |
| 付則      |                                                                                                                                                                             |  |  |                                                                   |
|         |                                                                                                                                                                             |  |  | この条例は、平成 20 年4月1日から施行する。                                          |



品川区地域振興事業部文化スポーツ振興課

所在地: 〒140-8715 品川区広町2-1-36

TEL.03-5742-6835 FAX.03-5742-6585

メールアドレス: bunka-sports@city.shinagawa.tokyo.jp

\*古紙を配合した再生紙を使用しています。